パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）その他のもの	四		
その他の事務機器	五	ソフトウェア	五
	五		
事務機器及び通信機器			
電子計算機	四		
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）その他のもの	五	ソフトウェア	五
	五		

社会保障・税番号制度システム整備費補助金

その他のもの	四十一	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
旅館用又はホテル用のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三十八
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十一	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十四
その他のもの	三十九	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十一
店舗用のもの	三十九	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一
病院用のもの	三十八	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一	公衆浴場用のもの	二十七
公衆浴場用のもの	三十一	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十六
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三十一	倉庫事業の倉庫用のもの	三十一
倉庫事業の倉庫用のもの	三十八	その他のもの	
その他のもの		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
れんが造、石造又はブロック造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三十
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四十一	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十七
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十八		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十八		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三十六		
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十四		
公衆浴場用のもの	三十		
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの	三十		
その他のもの	三十四		